

2026 年 7 月 1 日

入退院支援加算の掲示事項について

患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活ができるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。各病棟の退院支援担当者は次の通りです。

病棟	病床区分(病床数)	社会福祉士	退院支援看護師
2 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (53 床)	安藤 七夏	西岡 麻梨
		高田 七海	-
3 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (56 床)	上野 純子	-
		中板 留美	-
4 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (56 床)	岩瀬 穂乃果	西岡 麻梨
		大石 美和	-

面会に関する規定

・第 1 条(目的)

本規定は、入院基本料等の施設基準等に基づく通則に則り、入院療養環境の維持、安全管理、感染防止を図るため、面会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

・第 2 条(面会日・時間)

1. 面会日は、原則として毎日とする。
2. 面会時間は、13:00～16:30 とする。面会時間制限は、設けてありません。

・第 3 条(面会条件)

1. 中学生以下は、面会できません。
2. 病院内における飲食は、禁止しております。

・第 4 条(面会条件)

1. 面会者は、必ず病院受付にて面会簿に記入の上、面会許可証の着用をお願い致します。

・第 5 条(面会制限)

1. 患者の病状や治療の都合、又は院内の感染症発生状況等により、やむを得ず面会を制限又は禁止する場合があります。

・第 6 条(例外規定)

1. 患者の急変時等、特別な事情がある場合は、医師又は病棟責任者の判断により、上記規定に係わらず、許可をする場合があります。

附則

この規定は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。